

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和3年3月16日

報告事項件名	頁
1 足立区立学童保育室条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	2
2 足立区学童保育室整備計画の見直しについて・・・・・・・・・・	7
3 さくら学童保育室（綾瀬小学校校舎内）の指定管理化について・・・・・・・・	8

(地域のちから推進部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和3年3月16日

件名	足立区立学童保育室条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内容	<p>足立区立学童保育室条例施行規則について以下の理由により一部改正を行うため報告する（P3を参照）。</p> <p>1 特別延長保育実施学童保育室の増室</p> <p>(1) 改正内容 令和3年4月より、新たに1室の学童保育室が特別延長保育に対応するため、「別表（第2条の2関係）」に施設情報の追加を行う。</p> <p>(2) 施設情報 名称：あおぞら学童保育室 住所：足立区六町三丁目3番11号（加平小学校内）</p> <p>※ 特別延長保育とは、早朝は午前8時30分開始を午前8時に早め（学校休業日に限る）、夕方は午後6時終了を午後7時に延長して児童を保育する制度である。</p> <p>【令和3年度実施室数】 47室（区立学童29室・民設学童18室）</p> <p>2 みなし寡婦（寡夫）保護者負担金減額制度の廃止</p> <p>(1) 改正内容 これまで未婚のひとり親については、地方税法上で寡婦（寡夫）控除の適用がないため、「規則第7条1項1号ウ」の規定により寡婦（寡夫）控除を適用するとみなして保護者負担金の減額を適用していた。</p> <p>地方税法の改正により、令和3年度からすべてのひとり親にこれまでの寡婦（寡夫）控除と同等のひとり親控除が適用されることとなり、「規則第7条1項1号ウ」の規定を適用する必要がなくなったため。</p> <p>3 施行年月日 令和3年4月1日</p>
問題点 今後の方針	施行日にあわせ確実に制度の運用が行えるよう準備を進める。

足立区立学童保育室条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保護者負担金等の減免)</p> <p>第7条 条例第6条ただし書の規定により保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保護者負担金の減額又は免除</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 免除</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が住民税非課税であるとき。 3分の2減額</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであって母となったことのある女子」と読み替えた場合において同イに該当する者を同号に定める寡婦とみなして同法に定める市町村民税を算定した場合及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないのであって父となったことのある男子」と読み替えた場合において同号に該当する者を同号に定める寡夫とみなして同</u></p>	<p>(保護者負担金等の減免)</p> <p>第7条 条例第6条ただし書の規定により保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保護者負担金の減額又は免除</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 免除</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が住民税非課税であるとき。 3分の2減額</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(削 除)</p>

法に定める市町村民税を算定した場合に、児童又は児童の保護者の属する世帯の全員が非課税であるとき。 3分の2減額

エ その他、区長が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて相当と認める額の減額又は免除

(2) 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除

ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 3分の2減額

イ その他、区長が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて相当と認める額の減額又は免除

2 保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあつては、学童保育室保護者負担金免除・減額申請書（別記第7号様式）により、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第8号様式）により、不承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式）により通知をするものとする。

4 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあつては、学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額申請書（別記第9号様式の2）により、区長に申請しなければならない。

5 区長は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ

ウ その他、区長が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて相当と認める額の減額又は免除

(2) 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除

ア 児童又は児童の保護者の属する世帯が生活保護受給世帯であるとき。 3分の2減額

イ その他、区長が必要と認めたとき。 減額の理由に応じて相当と認める額の減額又は免除

2 保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあつては、学童保育室保護者負担金免除・減額申請書（別記第7号様式）により、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第8号様式）により、不承認する場合にあつては学童保育室保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式）により通知をするものとする。

4 特別延長保育保護者負担金の減額又は免除を受けようとする保護者にあつては、学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額申請書（別記第9号様式の2）により、区長に申請しなければならない。

5 区長は、前項の申請書を受理したときは、減免資格を審査のうえ

速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第9号様式の3）により、不承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式の4）により通知をするものとする。

6 第3項及び前項の審査は、区が保護者の税及び生活保護に係る情報（以下「税情報等」という。）を保有する場合で、保護者の同意を得たときは当該税情報等により、それ以外の場合にあつては、保護者から提出された減免の事由を明らかにする書類により行うものとする。

別表（第2条の2関係）

名称	所在地
足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内
(省略)	
足立区立すばる学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内

速やかに減免の可否を決定し、承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額承認通知書（別記第9号様式の3）により、不承認する場合にあつては学童保育室特別延長保育保護者負担金免除・減額不承認通知書（別記第9号様式の4）により通知をするものとする。

6 第3項及び前項の審査は、区が保護者の税及び生活保護に係る情報（以下「税情報等」という。）を保有する場合で、保護者の同意を得たときは当該税情報等により、それ以外の場合にあつては、保護者から提出された減免の事由を明らかにする書類により行うものとする。

別表（第2条の2関係）

名称	所在地
足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内
(省略)	
足立区立すばる学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内
<u>足立区立あおぞら学童保育室</u>	<u>足立区六町三丁目3番11号</u> <u>加平小学校内</u>

付 則

（施行期日）

	<p>1 <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記第7号様式の改正規定は、令和3年3月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の第7条第1項及び別記第7号様式の規定は、令和3年4月1日以降の月分の保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金の減額又は免除について適用し、同日前の月分の保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金の減額又は免除については、なお従前の例による。</u></p>
--	---

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和3年3月16日

件名	足立区学童保育室整備計画の見直しについて
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内容	<p>学童保育室における待機児童解消に向けて、令和2年3月に足立区学童保育室整備計画を策定した。需要と供給のアンバランスが生じないように、申請状況等の実績を踏まえて見直しを行った（別添資料「足立区学童保育室整備計画（令和2年度見直し）」を参照）。</p> <p>1 見直しの基本的な考え方</p> <p>(1) 令和2年3月策定の整備計画における33地区ごとの需要予測などの基本事項は引継ぐ。</p> <p>(2) 計画期間を令和3年から令和7年とする。</p> <p>(3) 令和3年4月入室の申請状況等の直近の動向や実績を踏まえながら需要数を算出した。</p> <p>(4) 1・2年生の待機児童解消を重点的に目指していく。申請時に希望した学童保育室に入室できなかった場合には、近隣の空室がある学童保育室を、保護者へ周知していく。</p> <p>(5) 供給過多の地域から、待機児童数が多い地域への施設移行について考慮していく。</p> <p>2 需要数の算出方法</p> <p>見直しにあたり、下記内容を考慮して算出した。</p> <p>(1) 大規模開発予定の算入</p> <p>区で把握している概ね100戸以上の大規模開発等については、需要数を考慮した。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの影響について</p> <p>需要数の算定については、中途退出者が多いことから、9月末の在籍数と翌年度の申請者数をもとに行っている。令和2年度は令和元年度に比べ、9月末までの退出者数が前年度比約1.5倍多い一方、次年度の申請数は大きな変動がないことから、偏差を最小限にするため、2年間平均であったものを、3年間平均で算出した。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 全体では受入可能数が申請数を上回っているが、地域によって申請数が受入可能数を超過している地域がある。今後も、入室申請状況や人口推計、中途退室者などを踏まえ、定員や施設配置を含め足立区学童保育室整備計画の見直しを進める。</p> <p>2 学童保育室整備のほか、児童館特例利用（ランドセルで児童館）の情報を積極的に提供し、利用の推進を図ることで小学生の安全な居場所づくりを進めていく。</p>

令和3年3月16日

件名	さくら学童保育室（綾瀬小学校校舎内）の指定管理化について
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内容	<p>さくら学童保育室については、現在、綾瀬小学校仮設校舎で運営している。令和4年4月の新校舎完成の際に、学童保育室も校内に移転する予定である。移転した後は、指定管理者による運営とすることにしたので報告する。</p> <p>1 移転後のさくら学童保育室 現在は、2室100名定員で綾瀬住区センター管理運営委員会が運営をしている。超過数（9月末時点需要数－受入可能数）や待機児童が発生しているため、綾瀬小学校更新時に、1室50名程度を増室し、3室を指定管理者の運営とする。 なお、綾瀬地区は1室増室することにより、令和4年度以降は、受入可能数が9月末時点需要数を上回る見込みである。</p> <p>2 開始年月日 令和4年4月1日</p> <p>3 今後のスケジュール 令和3年7月 指定管理者（運営事業者）公募開始 令和3年9月 指定管理者選定審査会 令和3年12月 4定議案提出・議決を経て運営事業者正式決定</p>
問題点 今後の方針	<p>1 地域や現在運営している住区センター職員等への説明を丁寧に行っていく。</p> <p>2 運営事業者の選定については、遺漏のないよう進めていく。</p>